

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う規則等の整備について (議案第20号～第28号説明資料)

1 改正内容

(1) 議案第 20 号 八戸市教育委員会会議規則の一部改正

- ・法改正による根拠条文の条項ズレ。(第 1 条)
- ・会議を定例会及び臨時会とし、定例会は毎月 1 回招集するものとする。また、臨時会は、教育長が必要と認めたとき又は改正法 14 条第 2 項に規定されている、委員定数の 3 分の 1 以上の委員から招集を請求されたときに招集するものとする。(第 2 条)
- ・改正法により会議録の作成及び公表が努力義務とされたことから、会議録公表の方法等について規定する。(第 26 条)
- ・委員長職が廃止され、会議の主権者が教育長となることから、所要の改正を行う。
- ・その他、所要の改正を行う。

(2) 議案第 21 号 八戸市教育委員会公告式規則の一部改正

- ・法改正による根拠条文の条項ズレ。(第 1 条)
- ・規則を公布する際の署名者を委員長から教育長へ改正する。(第 3 条第 1 項)

(3) 議案第 22 号 八戸市教育委員会傍聴人規則の一部改正

- ・傍聴人の退場を命ずる者を委員長から教育長へ改正する。(第 5 条、第 6 条)

(4) 議案第 23 号 八戸市教育委員会事務局組織規則の一部改正

- ・改正法において教育長職務代行者の指名について規定されたことから、規則で職務代行者の指定について定める必要がなくなったため削除する。(旧第 5 条)
- ・改正法において「総合教育会議の設置」及び「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定」が市長に義務付けられ、その事務について市長から教育委員会へ補助執行されることから、教育総務課の分掌事務として位置付ける。(第 7 条)

(5) 議案第 24 号 八戸市教育委員会公印規則の一部改正

- ・委員長職が廃止となることから、委員長印の項を削除する。(別表)

※併せて、是川東小学校及び松館小学校の廃止に伴い、それぞれの学校印及び校長印の項を削除する。

(6) 議案第 25 号 八戸市教育委員会教育長に対する事務委任等規則の一部改正

- ・法改正による根拠条文の条項ズレ。(第 1 条)
- ・改正法において、教育長は教育委員会から委任された事務の管理及び執行状況を教育委員会に報告する義務が課せられたことから、報告の時期や対象について定める。(第 2 条第 2 項)

(7) 議案第 26 号 八戸市教育委員会職員の職務に専念する義務の免除に関する規則の一部改正

- ・職員の任命権者が委員長から教育長に変わることから、様式を変更する。(第 1 号様式、第 2 号様式)

(8) 議案第 27 号 八戸市立小学校及び中学校の管理に関する規則の一部改正

- ・新たに校長となった者のサービスの宣誓は委員長に対して行うこととされていたが、それを教育長に改正する。(第 21 条)

(9) 議案第 28 号 教育長の権限に属する事務の学校長への委任等に関する規程の一部改正

- ・法改正による根拠条文の条項ズレ。(第 1 条)

2 施行日

平成 27 年 4 月 1 日

※ただし、新「教育長」の設置（委員長職の廃止）に関わるもの等は、現教育長の委員としての任期中に限り、改正前の規定がなおその効力を有する経過措置を設ける。

※総合教育会議の設置及び大綱の策定、法改正に伴う条項ズレ、是川東小学校及び松館小学校の公印廃止については経過措置を設けず、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

八戸市学齡児童生徒就学指導委員会規則の一部を改正する規則の制定について

1 改正理由

平成 27 年度の機構改革に伴い、規定の整理をするためのもの。

2 改正内容

八戸市学齡児童生徒就学指導委員会の庶務について、学校教育課から新設する八戸市こども支援センターへ所管を変更するもの。

3 施行期日 平成 27 年 4 月 1 日

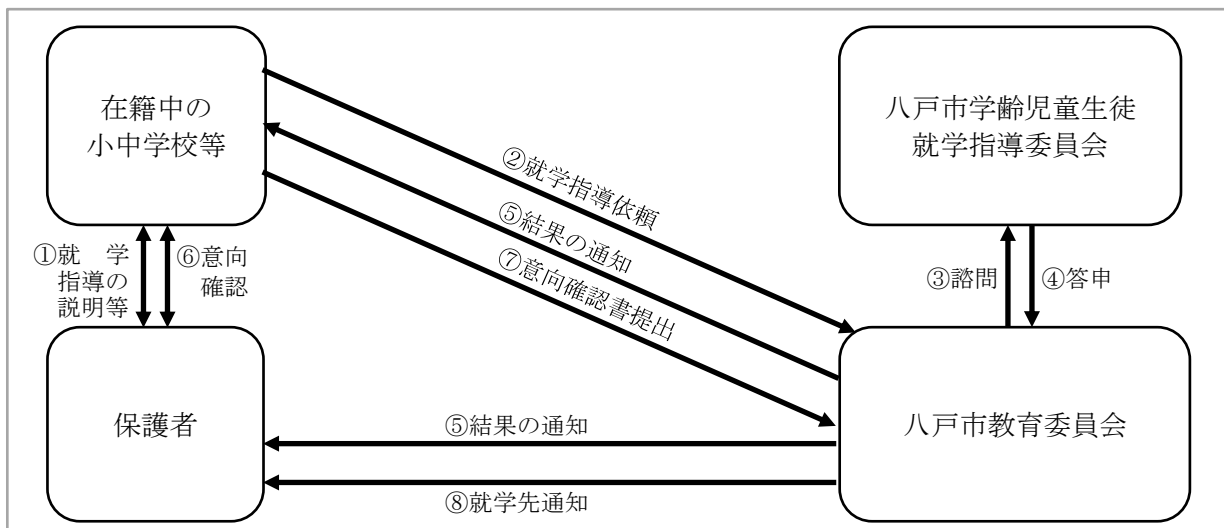
◎委員会の概要（参考）

八戸市学齡児童生徒就学指導委員会は、教育委員会の諮問に応じ、特別な教育的支援を要する疑いのある学齡児童生徒等の適切な就学指導方法等について審議し、その結果を教育委員会に答申する市の附属機関

○組織

- ・委員長 1 人、副委員長 2 人
- ・委員 40 人以内（医師、教職員、特別支援教育に関し学識経験を有する者を委嘱）

○手続きの流れ



○特別支援学校へ入学可能な障がいの程度（学校教育法施行令第 22 条の 3）

第 22 条の 3 法第 75 条の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

| 区分 | 障害の程度 |
|--------|--|
| 視覚障害者 | 両眼の視力がおおむね 0.3 未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの |
| 聴覚障害者 | 両耳の聴力レベルがおおむね 60 デシベル以上のもので、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの |
| 知的障害者 | 一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻りに援助を必要とする程度のもの 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの |
| 肢体不自由者 | 一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの |
| 病弱者 | 一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱的状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの |

八戸市奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

1 改正理由

八戸市奨学金貸与条例の改正に伴い、条例の施行に必要な事項について所要の改正をするためのもの。

2 改正の主な内容

(1) 奨学金の種別について

償還義務のない特別奨学金創設に伴い、現行の特別奨学金を第 1 種特別奨学金、今回創設する特別奨学金を第 2 種特別奨学金とするもの。

| 改正前 | 改正後 |
|-------|----------------|
| 特別奨学金 | 第 1 種特別奨学金 |
| | 第 2 種特別奨学金（新設） |

(2) 選考基準について（規則第 6 条関連）

第 2 種特別奨学金創設に伴う選考基準を、新たに規定するもの。

| 改正前 | 改正後 |
|-----|--|
| | 第 2 種特別奨学金に係る奨学生に志願する者については、評定平均が 4.0 以上であることにより、学業成績が優良であると認められること。 |

(3) 各種様式の変更について

第 2 種特別奨学金の創設に伴い、各種様式の改正をするもの。

- | | |
|-----------------------------|-------------------------------|
| ・ 第 1 号様式（奨学生採用申請書） | ・ 第 2 号様式（奨学生推薦書） |
| ・ 第 3 号様式（家庭状況書） | ・ 第 4 号様式の 2（課税資料閲覧取得同意書） |
| ・ 第 5 号様式（奨学生採用決定通知書） | ・ 第 6 号様式（奨学生採用予約通知書） |
| ・ 第 7 号様式（誓約書） | ・ 第 8 号様式（奨学金借用証書） |
| ・ 第 10 号様式（奨学金貸与・給付停止決定通知書） | ・ 第 11 号様式（奨学生取消決定通知書） |
| ・ 第 12 号様式（状況報告書） | ・ 第 13 号様式（奉仕活動報告書） |
| ・ 第 18 号様式（奨学金貸与・給付期間延長申請書） | ・ 第 19 号様式（奨学金貸与・給付辞退申請書） |
| ・ 第 20 号様式（奨学金貸与・給付復活申請書） | ・ 第 21 号様式（奨学金貸与・給付期間延長決定通知書） |
| ・ 第 22 号様式（奨学金貸与・給付復活決定通知書） | ・ 第 28 号様式（保証人変更届） |
| ・ 第 29 号様式（奨学生原簿） | |

3 施行期日 平成 27 年 4 月 1 日